

第2章 都市施設と都市基盤を整備する事業

I 都市施設

都市施設とは、円滑な都市活動を支え、都市における生活の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設であり、交通施設（道路、交通広場等）、公共空地（公園、緑地等）、供給施設（下水道、ごみ焼却場等）等があります。

これら都市施設の位置、規模、構造等を都市計画に定めることができ、都市計画に定めることにより、着実かつ円滑に整備を行っていくことができます。

なお、事業を円滑に進めるために都市計画法第53条第1項により都市計画に定められた都市施設の区域内では、建築について規制が課せられます。

～都市計画法第53条第1項（抜粋）～

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

1 交通施設

(1) 道路（街路）

都市内における街路は、都市の業務・通勤交通等の場であるだけでなく、都市環境の保全、防災、電気・上下水道・ガスなどの施設を設置する空間としての役割等の様々な機能を有し、良好な市街地形成の基礎となるものです。

また、道路（街路）は、都市構成上の骨格を形成し、自動車専用道路、幹線街路（主要幹線街路、都市幹線街路、補助街路）、区画街路、特殊街路が組み合わさることにより、都市機能の円滑な維持向上に寄与するものです。

現在、本県では大津市をはじめ16市町において361路線、延長約958kmが計画決定されています。

道路の種類

道路の区分		道路の機能等
自動車専用道路		都市間高速道路、都市高速道路、一般自動車道等の専ら自動車の交通の用に供する道路で、広域交通を大量でかつ高速に処理する。
幹線街路	主要幹線街路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通や都市内の枢要な地域間相互の交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。
	幹線街路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、居住環境地区等の都市の骨格を形成する。
	補助幹線街路	主要幹線街路または都市幹線街路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路である。
区画街路		街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する。また街区や宅地の外郭を形成する、日常生活に密着した道路である。
特殊街路		自動車交通以外の特殊な交通の用に供する次の道路である。 ア. 専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路 イ. 専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路 ウ. 主として路面電車の交通の用に供する道路

出典：都市計画マニュアルⅡ【都市施設・公園緑地編】6 都市交通施設

～都市計画道路の見直し～

都市計画道路は、都市の将来像を誘導し円滑な交通環境と良好な都市環境を形成するために計画されるものであり、その整備にあたっては長い期間を要します。

人口減少や高齢化社会を迎えて、社会経済情勢が変化するなか、効果的・効率的な質の高い道路整備が求められます。

しかし、本県において計画決定されている幹線街路約 938.2km のうち、整備済延長が約 628.2km であり、整備率は約 67.13%となります。

都市計画道路を整備しないことによる課題としては、主に以下のことが挙げられます。

- ◆事業実施時期等が不透明であり、地権者にとっては土地利用計画が立てにくくなる。
- ◆本来都市計画道路に期待していた交通機能が発揮できないこととなる。
- ◆都市計画道路周辺の道路が整備される等、周辺の道路網が変化している場合、新たな都市計画道路の整備によって交差点間隔や交差点形状に課題を生じさせる可能性がある。
- ◆一団の住宅地を形成している市街地や、圃場整備された整形な農地などに、都市計画道路の整備を行う場合、宅地形状が悪くなることによって、土地利用の選択範囲が限られたり利用できない土地を生む可能性がある。

社会情勢の変化や上記の課題に対応するため、現在の都市計画道路を現状維持とするのか、変更・追加するのか、廃止するのか、改めて見直す必要があります。

本県においては、平成 19 年 3 月に「滋賀県都市計画道路見直し指針」を作成しました。

“都市計画道路の見直し”は、地域のまちづくりと深く関わることから、見直しに当たっては、市町等と連携しながら進めていきます。

(2) 交通広場

交通広場は、鉄道駅等交通結節点において複数の交通機関の間で円滑に乗り継ぎが行えるように、必要に応じて設ける駅前広場などの施設です。交通広場は、快適な通行空間を提供するだけでなく、緑化や憩いの空間、良好な景観を有した都市のシンボルとしての空間、地域の活性化につながるイベント等の空間としての機能にも期待できます。

現在、本県では64箇所、面積約23haが都市計画決定されています。(そのうち、6箇所、面積約1.4haが単独で都市計画決定。)

甲南駅 駅前広場 甲賀市



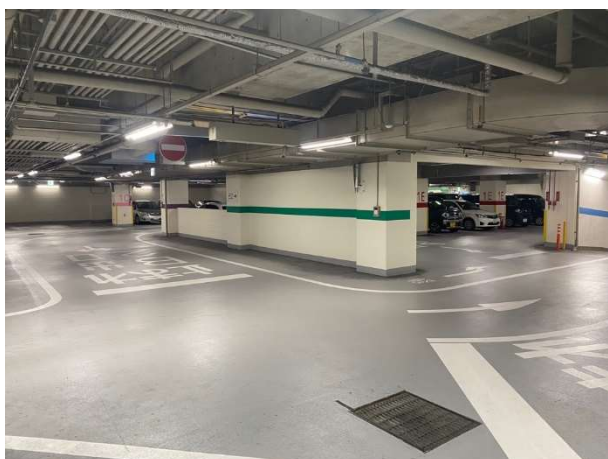
長浜駅交通広場 長浜市



(3) 駐車場

駐車場は、都市における自動車の駐車および自転車の駐輪のための施設で、交通の円滑化と利便増進のために設置するものです。

草津駅前地下自動車駐車場 草津市



石部駅北自転車駐車場 湖南市



2 公共空地（公園・緑地等）

都市における公園・緑地は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動、その他のレクリエーションの用に供する目的で設置し、併せてオープンスペースを確保して、樹林地、水辺地など、良好な自然環境の保全を図るものです。都市計画法に基づき都市計画決定された公園・緑地をそれぞれ「都市計画公園」「都市計画緑地」といいます。

また、「都市公園」とは、①「都市計画公園」「都市計画緑地」のうち、国または地方公共団体により設置されている公園、②「都市計画公園」「都市計画緑地」でなくとも都市計画区域内において地方公共団体により設置されている公園または緑地をいいます。

本県の都市計画公園、緑地、墓園は、大津市をはじめ13市5町で、335箇所、約4,448ha計画決定されています。

また都市計画決定されていない都市公園を含めた総都市公園箇所数は、634箇所であり、約1,239ha供用されています。これを都市計画区域人口1人あたりに換算するとその公園面積は、約9.3㎡となります。

（1）公園

公園は、主として自然的環境において、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションおよび大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地です。

また、公園は、その利用目的によって、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園の7種類に分けられます。

都市計画公園の種類

種類	内容
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。（面積は0.25haを標準とする。）
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。（面積は2.0haを標準とする。）
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。（面積は4.0haを標準とする。）
総合公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。（面積は概ね10.0ha以上とする。）
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園。（面積は概ね15.0ha以上とする。）
特殊公園	ア)主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。 イ)動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園。
広域公園	一つの市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。（面積は概ね50.0ha以上とする。）

都市計画公園、緑地、墓園の都市計画決定状況

都市計画 区域名	都市名	公園										緑地				墓園												
		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		特殊公園 (風致公園)		特殊公園 (動物・植物・歴史公園)			広域公園		計画計		供用計		整備率 B/A(%)					
		数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積		数	面積	数	面積	数	面積		数	面積			
滋賀県	合計	115	29,667	75	20,490	15	9,240	21	52,090	9	14,014	15	29,830	2	1,890	0	0	0	1,288,192	111	774,857	80	3,142,765	54	350,203	3	17,111	
	計	64	16,559	46	13,710	5	3,610	11	28,330	4	5,730	6	9,480	0	0	0	0	625,191	111	314,388	48	1,232,214	36	258,660	1	4,141		
大津湖南	大津市	21	4,900	18	7,000	2	15,900	7	17,230	2	32,500	4	53,300	0	0	0	0	34,890	46	212,440	25	207,810	19	64,990	-	-		
	草津市	7	2,340	6	13,500	1	5,900	1	19,100	-	-	1	9,100	-	-	-	-	4,994	9	21,440	3	9,250	2	27,650	-	-		
	守山市	4	0,450	5	10,500	1	8,300	1	7,200	1	16,600	-	-	-	-	-	-	4,305	10	36,650	5	30,390	5	7,605	-	-		
	栗東市	11	2,610	4	7,000	-	-	1	12,200	1	8,200	1	32,400	-	-	-	-	6,241	16	11,880	3	6,850	3	38,200	-	-		
	野洲市	10	1,660	4	13,200	-	-	1	72,500	-	-	-	-	-	-	-	8,736	11	2,830	7	24,360	4	34,650	1	4,141			
湖南市	11	4,630	9	22,900	1	6,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,530	19	29,140	5	31,590	3	17,060	-	-				
彦根長浜	計	14	2,590	11	15,500	5	25,600	4	11,090	0	0	4	10,400	0	0	0	0	25,859	33	200,150	17	603,000	10	70,000	1	9,696		
	彦根市	4	1,390	6	8,100	1	4,200	3	95,300	-	-	-	-	-	-	-	10,899	12	86,390	9	432,500	5	58,500	-	-			
	長浜市	9	0,930	2	2,400	1	8,800	1	15,600	-	-	3	79,300	-	-	-	10,703	16	105,140	3	84,000	3	9,500	1	9,696			
	米原市	1	0,270	1	2,700	3	12,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,557	3	6,320	3	29,000	2	2,000	-	-			
	多賀町	-	-	2	2,300	-	-	-	-	-	-	1	24,700	-	-	-	2,700	2	2,300	2	5,750	0	0	0	0	-	-	
近江八日市	計	23	6,090	12	39,200	2	8,700	0	0	4	64,440	3	14,000	1	1,800	0	0	134,230	37	98,860	10	834,550	4	5,100	1	3,434		
	近江八幡市	11	3,390	1	1,000	1	4,800	-	-	2	17,340	-	-	-	-	-	26,530	15	26,490	3	175,500	1	0,500	-	-			
	東近江市	12	2,700	7	21,600	1	3,900	-	-	1	24,800	3	14,000	1	1,800	-	-	68,800	18	48,070	6	560,750	3	4,600	1	3,434		
	日野町	-	-	4	16,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,660	3	10,400	-	-	-	-	-	-	-	-	
	竜王町	-	-	-	-	-	-	-	-	1	22,300	-	-	-	-	-	2,230	1	13,900	1	98,800	-	-	-	-	-	-	-
甲賀高島	計	1	0,520	3	6,300	1	7,200	2	74,600	1	18,400	1	31,000	-	-	-	13,802	8	85,400	1	216,000	1	3,350	-	-			
	高島市	12	3,070	1	3,600	-	-	1	8,700	-	-	-	-	-	-	14	15,370	14	15,370	-	-	-	-	-	-	-	-	
	長浜市	1	2,000	-	-	-	-	1	21,300	-	-	1	54,500	-	-	-	7,780	2	24,400	3	221,900	3	1,300	-	-	-	-	
	米原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0,090	1	0,090	1	0,090	1	35,100	0	0	0	0	0	0	0
	信楽市	-	-	-	-	-	-	1	10,300	-	-	-	-	-	-	1	10,300	1	10,300	-	-	-	-	-	-	-	-	
豊郷甲良	計	0	0,000	1	1,200	2	14,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,600	2	13,300	0	0	0	0	0	0	0	
	東近江市	-	-	-	-	1	11,400	-	-	-	-	-	-	-	-	1	11,400	1	10,100	-	-	-	-	-	-	-	-	
	愛荘町	-	-	1	1,200	1	3,400	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4,600	1	3,200	-	-	-	-	-	-	-	-	
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

大津市、草津市にまたがった特殊公園(風致公園)が1箇所あります。

都市計画公園の決定および整備状況

<大津湖南都市計画区域>

種別	名称		位置	計画決定		供用		備考
	番号	公園名		年月日	面積(ha)	年月日	面積(ha)	
(滋賀県決定)								
地区公園	4・5・101	茶臼山公園	大津市秋葉台	(S185.27) H21.1.30	(25.6) 12.4	(S48.4.1) S51.11.15	4.6	
総合公園	5・5・1	春日山公園	大津市本堅田町、真野谷口町	(S47.6.20) H8.6.5	(10.8) 34.2	(H13.4.23) H20.3.17	23.4	
	5・5・2	堅田雄琴湖岸公園	大津市堅田一丁目、堅田二丁目、本堅田一丁目、衣川一丁目、雄琴四丁目、雄琴五丁目、雄琴六丁目	(S44.4.23) H21.10.7	(17.9) 23.9	(S62.3.31) H10.6.1	3.74	
	5・5・3	近江神宮外苑公園	大津市二本松、柳が崎	(S18.5.27) H25.1.30	(12.0) 15.0	(H14.4.27) H25.6.3	6.0	
	5・5・4	皇子が丘公園	大津市皇子が丘一丁目	(S35.7.1) S61.11.1	(21.6) 16.8	(S46.4.1) S51.11.15	16.1	
	5・5・6	ロクハ公園	草津市追分七丁目	(S47.6.20) H13.2.14	(19.3) 19.1	(S63.7.10) H26.4.1	13.2	
	5・5・8	文化ゾーン	大津市瀬田南大萱町、瀬田大江町	(S54.10.15) S61.2.17	(21.7) 33.7	(S59.9.17) -	33.7	
	5・5・9	栗東健康運動公園	栗東市小野	(S63.2.12) R2.1.14	(12.3) 12.2	(H11.4.1) H24.4.1	0.94	
	5・6・5	伽藍山公園	大津市石山寺辺町	(S47.6.20) -	(38.8) -	(S49.4.1) S50.4.1	38.8	
	5・7・7	野洲公園	野洲市辻町、大篠原、小篠原	(S47.6.20) -	(72.5) -	(-) -	-	
運動公園	6・5・1	皇子山総合運動公園	大津市御陵町	(S33.12.1) S47.6.20	(17.0) 15.1	(S34.3.13) S51.11.15	15.1	
	6・5・2	瀬田公園	大津市瀬田南大萱町	(S44.4.23) H5.9.20	(17.8) 17.4	(H3.10.27) -	12.8	
特殊公園	7・5・1	奥藤尾公園	大津市藤尾奥町	(S47.6.20) -	(11.6) -	(-) -	-	
	7・5・3	牟礼山公園	大津市上田上平野町、上田上桐生町 草津市岡本町、野路東一丁目、若草七丁目	(S47.6.20) H24.3.28	(15.5) 16.9	(-) -	-	大津市 7.8ha 草津市 9.1ha
	7・6・2	音羽谷公園	大津市膳所平尾町	(S47.6.20) -	(30.0) -	(-) -	-	
	7・6・4	安養寺山公園	栗東市安養寺、下戸山、川辺	(S47.6.20) -	(32.4) -	(-) -	-	
(大津市決定)								
街区公園	2・2・101	本堅田児童公園	大津市堅田町	(S47.6.20) -	(0.13) -	(S51.11.15) -	0.13	
	2・2・102	あかね町児童公園	大津市あかね町	(S43.8.2) S47.6.20	(0.22) -	(S51.11.15) -	0.22	
	2・2・103	呼次松児童公園	大津市打出浜	(S30.12.20) S47.6.20	(0.17) 0.16	(S31.4.1) S51.11.15	0.16	
	2・2・104	馬場北町児童公園	大津市馬場一丁目	(S40.5.29) S47.6.20	(0.11) 0.11	(S40.12.10) S51.11.15	0.11	
	2・2・105	建部児童公園	大津市瀬田神領町	(S30.12.20) S47.6.20	(0.87) 0.92	(S31.4.1) S51.11.15	0.92	
	2・2・106	大津駅前児童公園	大津市末広町1-3	(S51.9.16) -	(0.09) -	(S52.7.15) -	0.09	
	2・2・108	際川児童公園	大津市際川二丁目	(S56.3.6) -	(0.22) -	(S56.5.1) -	0.22	
	2・2・109	山中児童公園	大津市山中町	(S56.8.1) -	(0.09) -	(S58.7.15) -	0.09	
	2・2・110	瀬田駅前児童公園	大津市大萱一丁目	(S56.8.1) -	(0.21) -	(S58.7.15) -	0.20	
	2・2・111	富士見台児童公園	大津市富士見台	(S57.5.1) -	(0.31) -	(S58.9.1) -	0.29	
	2・2・112	堅田南児童公園	大津市本堅田四丁目	(S57.5.1) -	(0.20) -	(S58.4.1) -	0.20	
	2・2・113	堅田西児童公園	大津市今堅田二丁目	(S58.1.17) -	(0.20) -	(S59.5.18) -	0.20	
	2・2・114	堅田北児童公園	大津市今堅田二丁目	(S58.1.17) -	(0.20) -	(S59.5.18) -	0.20	
	2・2・115	唐崎駅前公園	大津市唐崎二丁目	(S58.1.17) -	(0.19) -	(S59.5.18) -	0.19	
	2・2・116	御所之山公園	大津市仰木町御所	(S58.1.17) -	(0.32) -	(S59.5.18) -	0.12	

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面積 (ha)	年 月 日	面積 (ha)	
(大津市決定)								
街 区 公 園	2・2・117	新免児童公園	大津市上田上新免町	(S596.26) -	(0.43) -	(S60.12.18) -	0.42	
	2・2・118	衣川児童公園	大津市衣川三丁目	(S59.12.3) -	(0.10) -	(S61.10.15) -	0.10	
	2・2・119	稲津南児童公園	大津市田上稲津町	(S60.2.9) -	(0.24) -	(S61.1.28) -	0.24	
	2・2・120	坂本児童公園	大津市坂本本町	(S62.3.25) -	(0.28) -	(H2.11.15) -	0.28	
	2・2・121	坂本北児童公園	大津市坂本八丁目	(H5.1.11) -	(0.10) -	(H7.3.31) -	0.10	
	2・2・401	和邇児童公園	大津市高城	(S63.8.8) -	(0.18) -	(-) -	-	
近 隣 公 園	3・2・112	出口公園	大津市雄琴三丁目	(H8.11.15) -	(0.80) -	(H16.4.1) -	0.80	
	3・3・1	木戸公園	大津市木戸	(S47.6.20) -	(1.00) -	(-) -	-	
	3・3・2	和邇公園	大津市和邇中	(S47.6.20) S63.8.8	(1.00) 2.60	(H8.3.24) -	2.32	
	3・3・3	尾花川公園	大津市尾花川	(S28.4.9) H21.10.7	(1.40) 1.20	(S29.4.1) S49.7.24	1.20	滋賀県 1.05ha 大津市 0.26ha
	3・3・4	膳所城跡公園	大津市本丸町	(S185.27) H18.6.7	(4.50) 3.00	(S27.10.10) S51.11.15	3.00	
	3・3・5	石山公園	大津市石山寺一丁目	(S185.27) S62.12.2	(1.50) 1.60	(S11.10.7) S51.11.15	0.59	
	3・3・6	南郷公園	大津市石山南郷町	(S44.4.23) S50.10.27	(1.50) 1.50	(S30.9.13) S51.11.15	1.50	
	3・3・7	唐橋公園	大津市瀬田橋本町、瀬田大江町	(S33.2.15) S47.6.20	(2.60) 2.50	(S55.8.30) -	2.50	
	3・3・111	仰木東公園	大津市仰木町字大堀	(S63.8.8) -	(3.60) -	(H18.3.1) -	3.60	
	3・3・112	大石グリーンパーク	大津市大石中六丁目	(H11.10.27) -	(2.10) -	(H15.4.2) -	2.07	
	3・4・8	大江公園	大津市瀬田大江町	(S44.4.23) S47.6.20	(3.40) 4.00	(-) -	-	
	3・4・101	真野公園	大津市真野町	(S44.4.23) S47.6.20	(4.50) -	(-) -	-	
	3・4・102	堅田内湖公園	大津市今堅田一丁目、二丁目、 本堅田二丁目	(S44.4.23) H22.7.23	(7.50) 9.00	(H25.5.1) -	1.02	
	3・4・103	雄琴公園	大津市雄琴町	(S44.4.23) S47.6.20	(7.40) 7.40	(-) -	-	
	3・4・104	長等公園	大津市長等一丁目、神出開町、 神出小開町	(S185.27) S47.6.20	(9.30) 9.60	(S31.10.15) S51.11.15	9.60	
	3・4・106	田上公園	大津市田上里町、田上枝町	(S44.4.23) S47.6.20	(2.00) 4.50	(S46.4.1) S51.11.15	4.50	
3・4・107	月の輪公園	大津市一里山三丁目	(S44.4.23) H10.9.7	(6.20) 6.00	(H11.12.1) -	2.02		
3・4・110	仰木西公園	大津市仰木町	(S59.11.9) -	(5.10) -	(S61.5.1) -	5.05		
地区公園	4・3・101	月輪大池公園	大津市月輪四丁目	(H7.2.8) -	(3.50) -	(H11.12.1) -	3.50	
総合公園	5・4・10	伊香立公園	大津市伊香立下在地町、 伊香立向在地町	(H10.12.11) H14.8.2	(4.00) 9.90	(H18.5.27) H24.4.2	9.90	
特殊公園	7・3・5	池ノ内公園	大津市膳所池ノ内町、鶴の里	(H8.4.10) -	(3.90) -	(H16.4.1) -	0.55	
(草津市決定)								
街 区 公 園	2・2・201	込田公園	草津市草津三丁目	(S44.5.2) H30.4.27	(0.30) 0.54	(H7.4.29) -	0.54	
	2・2・202	上笠公園	草津市上笠三丁目	(S46.6.1) -	(0.08) -	(S47.4.1) -	0.08	
	2・2・203	矢橋公園	草津市矢橋町	(S57.5.4) -	(0.59) -	(S61.4.1) -	0.59	
	2・2・204	平井公園	草津市平井一丁目	(H2.11.9) -	(0.24) -	(S63.4.1) -	0.24	
	2・2・205	野村東公園	草津市野村一丁目	(H2.11.9) -	(0.30) -	(H4.4.20) -	0.30	
	2・2・206	野村北公園	草津市野村七丁目	(H2.11.9) -	(0.28) -	(H12.3.15) -	0.28	
	2・2・207	野村西公園	草津市野村六丁目	(H2.11.9) -	(0.31) -	(H19.3.20) -	0.31	

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面積 (ha)	年 月 日	面積 (ha)	
(草津市決定)								
近隣公園	3・3・9	野路公園	草津市野路八丁目	(S47.620) H27.10.14	(2.70) 2.40	(-) -	-	
	3・3・10	野上公園	草津市東矢倉三丁目	(S47.620) -	(1.30) -	(-) -	-	
	3・3・11	草津三ツ池公園	草津市西矢倉一丁目	(S47.620) H4.4.27	(2.00) 2.00	(-) -	-	
	3・3・12	青地公園	草津市青地町	(S47.620) -	(1.40) -	(-) -	-	
	3・3・13	渋川公園	草津市西渋川二丁目	(S47.620) -	(3.10) -	(-) -	-	
	3・3・108	野村少年運動公園	草津市野村三丁目	(S47.620) S51.12.15	(3.30) 3.30	(-) -	-	
地区公園	4・4・1	弾正公園	草津市下笠町	(S57.54) -	(5.00) 5.90	(H12.9.3) H17.7.20	5.90	
(守山市決定)								
街 区 公 園	2・2・301	堀海道児童公園	守山市吉身五丁目	(S45.7.15) -	(0.10) -	(S47.4.1) -	0.10	
	2・2・302	久保児童公園	守山市播磨田町	(S45.7.15) S47.6.20	(0.07) 0.07	(S47.4.1) -	0.07	
	2・2・303	木ノ本児童公園	守山市播磨田町	(H1.12.26) -	(0.15) -	(H6.5.1) -	0.15	
	2・2・304	松田児童公園	守山市播磨田町	(H1.12.26) -	(0.13) -	(H6.5.1) -	0.13	
近隣公園	3・3・19	焰魔堂公園	守山市焰魔堂町、今宿町	(S47.620) -	(2.30) -	(H23.11.12) -	2.25	
	3・3・20	勝部公園	守山市勝部一丁目	(S47.620) -	(1.00) -	(-) -	-	
	3・3・21	立入公園	守山市立入町	(S47.620) -	(2.30) -	(R7.3.23) -	1.50	
	3・3・23	鳩の森公園	守山市小島町、播磨田町	(S47.620) S54.1.24	(2.40) 2.40	(S56.4.15) -	1.86	
	3・3・301	守山町公園	守山市守山四丁目、五丁目	(S47.620) H9.11.21	(2.10) 2.50	(H10.6.21) H11.4.1	2.10	
運動公園	6・5・4	守山市民運動公園	守山市石田町、三宅町	(S47.620) H26.4.21	(14.0) 16.6	(S49.12.12) H29.4.15	16.2	
地区公園	4・4・2	美崎公園	守山市今浜町	(H8.12.11) -	(8.30) -	(H10.7.1) H14.7.1	8.30	
総合公園	5・4・301	環境学習都市宣言記念公園	環境学習都市宣言記念公園	(R34.1) R6.3.25	(3.90) 7.20	(R34.1) R6.11.19	4.00	
(栗東市決定)								
街 区 公 園	2・2・501	栗東第一児童公園	栗東市安養寺	(S47.620) -	(0.40) -	(S46.3.25) -	0.40	
	2・2・502	栗東第二児童公園	栗東市安養寺	(S47.620) -	(0.15) -	(S46.3.25) -	0.15	
	2・2・503	栗東第三児童公園	栗東市安養寺	(S47.620) -	(0.30) -	(S46.3.25) -	0.30	
	2・2・504	笹山公園	栗東市六地藏	(S47.620) -	(0.15) -	(S47.7.19) -	0.15	
	2・2・505	上砥山公園	栗東市小野	(S47.620) -	(0.16) -	(S51.3.31) -	0.16	
	2・2・506	小野公園	栗東市小野	(S47.620) -	(0.05) -	(S51.3.31) -	0.05	
	2・2・507	海老川第一公園	栗東市霊仙寺	(S55.3.21) -	(0.46) -	(S57.3.31) -	0.46	
	2・2・508	目川児童公園	栗東市目川	(S58.8.10) -	(0.15) -	(S59.3.31) -	0.15	
	2・2・509	北中小路児童公園	栗東市北中小路	(S58.8.10) -	(0.18) -	(S60.3.31) -	0.18	
	2・2・510	中村第一児童公園	栗東市御園	(S59.11.30) -	(0.10) -	(S60.3.31) -	0.10	
	2・2・511	治田西児童公園	栗東市小柿	(S60.2.9) -	(0.51) -	(S62.3.31) -	0.51	

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面積 (ha)	年 月 日	面積 (ha)	
(栗東市決定)								
近 隣 公 園	3・3・15	中沢公園	栗東市中沢	(S476.20) -	(1.00) -	(-) -	-	
	3・3・17	大宝公園	栗東市総	(S476.20) H269.26	(2.80) 2.70	(S55.331) -	2.14	
	3・3・18	高野公園	栗東市高野	(S476.20) -	(1.60) -	(S56.331) -	1.26	
	3・3・501	上鉤公園	栗東市上鉤	(S476.20) H289.30	(1.00) 1.70	(H289.30) -	1.70	
運動公園	6・4・3	栗東運動公園	栗東市川辺	(S476.20) -	(8.20) -	(S56.331) -	3.23	
(野洲市決定)								
街 区 公 園	2・2・601	中央児童公園	野洲市吉地	(S59.11.12) -	(0.58) -	(S62.4.1) -	0.58	
	2・2・701	御上公園	野洲市三上	(S459.1) S476.20	(0.07) 0.07	(S46.331) -	0.07	
	2・2・702	和田公園	野洲市小篠原	(S459.1) R66.28	(0.08) 0.11	(S46.331) -	0.08	
	2・2・703	新上屋公園	野洲市上屋	(S466.10) S476.20	(0.10) 0.10	(S47.331) -	0.10	
	2・2・704	小南公園	野洲市小南	(S46.12.23) S476.20	(0.10) 0.10	(S47.331) -	0.10	
	2・2・706	野洲東町公園	野洲市野洲	(S48.7.2) -	(0.10) -	(S49.331) -	0.10	
	2・2・707	富波甲児童公園	野洲市富波甲	(S48.12.17) -	(0.10) -	(S50.331) -	0.10	
	2・2・708	永原第一公園	野洲市永原	(S51.9.6) -	(0.08) -	(S53.4.1) -	0.08	
	2・2・709	永原第二公園	野洲市永原	(S51.9.6) -	(0.06) -	(S53.12.1) -	0.06	
	2・2・710	中央公園	野洲市吉地	(R66.28) -	(0.36) -	(H12.4.1) -	0.36	
近 隣 公 園	3・4・25	大篠原公園	野洲市大篠原	(S476.20) -	(6.40) -	(-) -	-	
	3・3・26	西河原公園	野洲市西河原	(S476.20) -	(1.20) -	(S47.6.20) -	1.20	
	3・3・109	乙窪公園	野洲市乙窪	(S476.20) -	(3.70) -	(-) -	-	
(湖南市決定)								
街 区 公 園	2・2・801	ワンワン公園	湖南市水戸町	(S434.19) H21.3.2	(0.60) 0.60	(S44.4.1) -	0.60	
	2・2・802	水戸公園	湖南市水戸町	(S434.19) H21.3.2	(0.60) 0.60	(S44.4.1) -	0.56	
	2・2・803	若竹公園	湖南市若竹町	(S434.19) H21.3.2	(0.40) 0.40	(S44.4.1) -	0.38	
	2・2・804	一の瀬公園	湖南市若竹町	(S434.19) H21.3.2	(0.50) 0.50	(S44.4.1) -	0.53	
	2・2・805	上街道公園	湖南市三雲	(S51.10.1) H21.3.2	(0.30) -	(H4.9.1) -	0.37	
	2・2・806	角田公園	湖南市中央二丁目	(S51.10.1) H21.3.2	(0.22) -	(S56.5.1) -	0.22	
	2・2・807	鳥井立公園	湖南市中央一丁目	(S51.10.1) H21.3.2	(0.24) -	(S57.5.1) -	0.24	
	2・2・808	雷古公園	湖南市下田	(S51.10.1) H21.3.2	(0.58) 0.69	(H2.7.1) -	0.69	
	2・2・809	三雲公園	湖南市三雲	(S54.4.11) R5.5.26	(0.61) -	(S57.5.1) -	0.61	
	2・2・810	谷ヶ間公園	湖南市岩根中央一丁目	(H2.1.22) H21.3.2	(0.22) 0.24	(H8.8.1) -	0.24	
	2・2・811	蛇の木公園	湖南市岩根中央二丁目	(H2.1.22) H21.3.2	(0.23) 0.23	(H8.8.1) -	0.23	

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面積 (ha)	年月日	面積 (ha)	
(湖南市決定)								
近 隣 公 園	3・3・27	松籟公園	湖南市石部西一丁目	(S476.20) -	(3.60) -	(-) -	-	
	3・3・801	吉姫公園	湖南市石部東七丁目	(S476.20) H98.29	(2.20) 2.20	(H14.4.26) -	2.20	
	3・3・802	里山しょうらい公園	湖南市石部西二丁目	(H12.4.14) H21.3.2	(2.30) -	(H19.7.9) -	2.20	
	3・3・803	田代が池公園	湖南市水戸町	(S434.19) H21.3.2	(2.00) 2.00	(S44.4.1) -	2.00	
	3・2・804	東代公園	湖南市吉永	(S51.12.15) H21.3.2	(0.80) 0.80	(-) -	-	
	3・3・805	森北公園	湖南市中央五丁目	(S57.5.4) H21.3.2	(1.00) 1.00	(H2.7.1) -	1.07	
	3・3・806	下田公園	湖南市下田	(H8.4.1) H21.3.2	(2.50) -	(H8.9.1) -	2.50	
	3・3・807	夏見公園	湖南市夏見	(H8.4.1) H21.3.2	(3.50) -	(H8.9.1) -	3.50	
	3・4・801	にこり池自然公園	湖南市大池町	(S434.19) H21.3.2	(5.00) 5.00	(S44.4.1) -	5.00	
地区 公園	4・4・802	菩提寺公園	湖南市菩提寺	(H8.4.1) H21.3.2	(6.00) -	(H8.9.1) -	6.00	

<彦根長浜都市計画区域>

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面 積 (ha)	年 月 日	面 積 (ha)	
(滋賀県決定)								
総 合 公 園	5・5・1	豊公園	長浜市大島町、公園町、港町	(S29.331) S48.12.28	(13.0) 15.6	(M43) S58.6.10	15.6	
	5・6・2	金亀公園	彦根市金亀町、尾末町、松原町	(S33.12.8) H28.12.28	(35.9) 59.7	(S31.10.15) R5.10.27	50.2	
	5・5・3	千鳥が丘公園	彦根市和田町地先	(S28.2.23) S48.12.28	(19.0) 19.0	(H11.3.31) H20.2.8	10.1	
	5・5・5	荒神山公園	彦根市日夏町	(S59.1.23) H14.10.4	(16.2) 16.6	(H11.3.31) H25.2.5	16.5	
特 殊 公 園	7・5・3	八条山公園	長浜市八条町	(S48.12.28) -	(11.3) -	(H6.12.20) -	11.3	
	7・5・4	神田山公園	長浜市加田町	(S48.12.28) S56.7.20	(11.8) 12.0	(S61.1.20) H23.9.1	11.6	
	7・6・5	赤坂公園	多賀町大字多賀	(S48.12.28) -	(24.7) -	(-) -	-	
	7・7・2	石田山公園	長浜市石田町	(S48.12.28) -	(56.0) -	(H3.3.31) -	56.0	
(彦根市決定)								
街 区 公 園	2・2・101	外馬場公園	彦根市京町二丁目	(S28.2.23) S48.12.28	(0.63) 0.63	(S28.4.1) S31.10.15	0.28	
	2・2・102	大東公園	彦根市大東町	(S55.3.19) -	(0.17) -	(S56.6.1) -	0.17	
	2・2・104	大藪児童公園	彦根市大藪町	(S62.5.29) -	(0.36) -	(H3.2.1) -	0.36	
	2・2・105	京町公園	彦根市京町二丁目	(H28.3.25) -	(0.23) -	(R4.10.14) R5.7.1	0.23	
近 隣 公 園	3・3・5	鳥居本公園	彦根市鳥居本町	(S48.12.28) H18.5.19	(1.20) 2.10	(-) H23.10.9	2.10	
	3・3・6	野田山公園	彦根市野田山町	(S48.12.28) -	(1.40) -	(-) -	-	
	3・3・7	旭森公園	彦根市大堀町	(S42.9.23) S48.12.28	(1.30) 1.30	(S43.4.1) -	0.10	
	3・3・8	福満公園	彦根市竹鼻町	(S48.12.28) -	(1.20) -	(H15.2.1) -	1.20	
	3・3・9	金城公園	彦根市中藪町	(S48.12.28) S62.5.13	(2.80) 1.10	(-) -	-	
	3・3・10	河瀬公園	彦根市川瀬馬場町	(S48.12.28) R5.3.31	(1.30) 1.00	(R4.7.15) R7.4.1	1.00	
地区 公園	4・4・4	庄堺公園	彦根市開出今町	(S57.11.12) H12.8.18	(1.80) 4.20	(H3.2.1) H15.2.1	4.20	
(長浜市決定)								
街 区 公 園	2・2・501	あけぼの公園	長浜市三和町	(S44.5.2) -	(0.10) -	(S45.1.1) -	0.10	
	2・2・502	南小足公園	長浜市南小足町	(S48.6.22) -	(0.10) -	(S49.1.1) -	0.10	
	2・2・503	緑ヶ丘公園	長浜市相撲町	(S48.6.22) -	(0.10) -	(S49.1.1) -	0.10	
	2・2・505	新庄公園	長浜市新庄中町	(S49.3.15) -	(0.10) -	(S50.3.1) -	0.10	
	2・2・506	殿町公園	長浜市殿町	(S51.2.17) -	(0.10) -	(S51.4.1) -	0.10	
	2・2・507	相撲公園	長浜市相撲町	(S51.2.17) -	(0.10) -	(S52.1.17) -	0.10	
	2・2・508	東高田公園	長浜市南高田町	(S52.5.20) -	(0.10) -	(S52.11.15) -	0.10	
	2・2・509	勝公園	長浜市勝町	(S55.3.28) -	(0.10) -	(S56.5.1) -	0.10	
	2・2・510	千草公園	長浜市千草町	(S59.6.11) -	(0.13) -	(S61.1.20) -	0.13	
近 隣 公 園	3・3・2	梨木公園	長浜市三ツ矢元町	(S48.12.28) -	(1.20) -	(-) -	-	
	3・3・501	加納白山公園	長浜市加納町	(S48.12.28) H8.11.8	(0.86) 1.20	(H16.5.1) -	1.10	
地区 公園	4・4・3	神照運動公園	長浜市神照町、八幡中山町	(S55.3.28) -	(8.80) -	(H16.10) H26.4.1	8.20	

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面 積 (ha)	年 月 日	面 積 (ha)	
(米原市決定)								
街区公園	2・2・301	湯谷公園	米原市米原	(S48.1228) H21.65	(1.70) 0.27	(H19.10.1) -	0.27	
近隣公園	3・3・301	米原公園	米原市入江	(S48.1228) H21.65	(7.80) 2.70	(-) -	-	
地区公園	4・4・301	双葉公園	米原市顔戸、新庄	(S48.1228) H24.76	(6.50) 3.10	(H29.4.1)	0.95	
	4・4・302	米原緑地公園	米原市米原、梅ヶ原	(H21.65) H24.76	(5.80) 5.10	(H21.7.1) H27.4.1	5.10	
	4・4・303	磯公園	米原市入江	(H21.65) -	(4.40) -	(-) -	-	
(多賀町決定)								
近隣公園	3・3・201	多賀公園	多賀町大字多賀	(S48.1228) H28.328	(1.10) 1.00	(H10.12.25) H17.4.1	1.00	
	3・3・202	四手公園	多賀町大字四手	(H6.5.13) -	(1.30) -	(H8.10.1) -	1.30	

<近江八幡市都市計画区域>

種別	名称		位置	計画決定		供用		備考
	番号	公園名		年月日	面積 (ha)	年月日	面積 (ha)	
(滋賀県決定)								
運動公園	6・5・1	近江八幡運動公園	近江八幡市津田町	(S47.10.25) S52.3.28	(12.1) 13.1	(S59.12.10) -	13.10	
	6・5・2	布引運動公園	東近江市芝原町、今堀町、柴原南町	(S60.2.13) H20.4.23	(17.3) 24.8	(H7.3.31) H23.8.1	24.70	
	6・5・3	竜王町総合運動公園	竜王町大字岡屋および大字小口	(H3.11.29) H14.3.6	(20.6) 22.3	(H8.8.24) H24.11.26	13.87	
(近江八幡市決定)								
街区公園	2・2・101	駅前第一児童公園	近江八幡市鷹飼町	(S40.5.29) -	(0.36) -	(S43.3.31) -	0.36	
	2・2・102	駅前第二児童公園	近江八幡市出町	(S40.5.29) -	(0.12) -	(S43.3.31) -	0.12	
	2・2・103	駅前第三児童公園	近江八幡市鷹飼町	(S40.5.29) -	(0.11) -	(S43.3.31) -	0.11	
	2・2・104	八幡児童公園	近江八幡市博労町	(S47.7.28) -	(0.25) -	(S48.2.2) -	0.25	
	2・2・105	中央第一児童公園	近江八幡市出町	(S48.12.20) -	(0.15) -	(S51.2.17) -	0.15	
	2・2・106	中央第二児童公園	近江八幡市桜宮町	(S48.12.20) -	(0.15) -	(S50.3.31) -	0.15	
	2・2・107	中央第三児童公園	近江八幡市中村町	(S48.12.20) -	(0.37) -	(S50.3.31) -	0.37	
	2・2・108	中村児童公園	近江八幡市中村町	(S48.12.20) -	(0.90) -	(S50.3.31) -	0.90	
	2・2・109	江頭公園	近江八幡市江頭町	(S52.2.16) R2.2.25	(0.29) -	(S56.9.1) (R2.2.25)	0.29	
	2・2・110	為心町公園	近江八幡市為心町	(S52.2.16) -	(0.20) -	(S56.1.10) -	0.20	
	2・2・111	末広公園	近江八幡市末広町	(S56.2.28) -	(0.49) -	(S57.2.17) -	0.49	
近隣公園	3・3・9	篠原公園	近江八幡市安養寺、古川町	(S52.3.28) S56.10.30	(1.00) 1.00	(H3.5.1) -	1.00	
地区公園	4・4・2	八幡公園	近江八幡市宮内町	(S28.2.23) H5.12.10	(1.50) 4.80	(S54.1.9) H21.3.31	4.76	
運動公園	6・4・1	健康ふれあい公園	近江八幡市竹町	(H24.8.31) R4.9.9	(4.6) 4.24	(H29.6.1) (R4.3.1)	4.24	

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面 積 (ha)	年 月 日	面 積 (ha)	
(東近江市決定)								
街 区 公 園	2・2・201	大水児童公園	東近江市八日市緑町	(S52.2.15) -	(0.26) -	(S50.6.1) -	0.26	
	2・2・202	川合寺児童公園	東近江市八日市緑町	(S52.2.15) -	(0.61) -	(S50.6.1) -	0.61	
	2・2・203	若松児童公園	東近江市八日市緑町	(S52.2.15) -	(0.21) -	(S50.6.1) -	0.21	
	2・2・204	妙法寺児童公園	東近江市妙法寺町	(S52.2.15) S53.12.22	(0.20) 0.31	(-) -	-	
	2・2・205	宝積児童公園	東近江市大森町	(S52.2.15) -	(0.20) -	(-) -	-	
	2・2・206	野村児童公園	東近江市野村町	(S44.5.2) S52.2.15	(0.10) 0.10	(S45.11.15) -	0.10	
	2・2・207	ひばり丘児童公園	東近江市ひばり丘町	(S44.5.2) S52.2.15	(0.10) 0.10	(S45.3.15) -	0.10	
	2・2・208	東市辺児童公園	東近江市市辺町	(S44.5.2) S52.2.15	(0.10) 0.10	(S45.11.15) -	0.10	
	2・2・209	皇美麻児童公園	東近江市八日市町	(S46.6.16) S52.2.15	(0.10) 0.10	(S46.11.3) -	0.10	
	2・2・210	中野児童公園	東近江市東中野町	(S47.8.9) S52.2.15	(0.16) 0.16	(S48.3.25) -	0.16	
	2・2・211	清水児童公園	東近江市八日市清水二丁目	(S52.2.15) -	(0.12) -	(-) -	-	
	2・2・212	前山公園	東近江市布引台一丁目	(S53.12.22) H7.4.5	(0.43) 0.43	(H8.12.2) -	0.43	
近 隣 公 園	3・3・1	沖野公園	東近江市沖野二丁目	(S52.3.28) -	(1.00) -	(-) -	-	
	3・3・3	五個荘中央公園	東近江市五個荘小幡町、 五個荘三俣町	(S52.3.28) -	(2.70) -	(H11.3.20) H19.3.31	2.67	
	3・3・4	五個荘北公園	東近江市五個荘中町	(S52.3.28) -	(1.10) -	(H17.3.31) -	1.01	
	3・3・15	長山公園	東近江市上大森町、大森町、 林田町	(S52.2.14) -	(3.80) -	(S54.7.8) -	3.80	
	3・3・701	林中央公園	東近江市林町	(H7.4.5) -	(1.86) -	(H16.4.1) -	1.86	
	3・4・11	猪子山公園	東近江市猪子町、伊庭町	(S52.3.28) H5.2.22	(5.60) 5.60	(-) -	-	
	3・4・12	延命公園	東近江市八日市松尾町、 八日市清水二丁目	(S46.6.7) S52.3.28	(3.20) 5.50	(S50.7.19) -	3.20	
地区 公園	4・3・801	織公園	東近江市五個荘川並町	(S55.9.19) -	(3.90) -	(S59.3.21) H12.3.24	3.90	
特 殊 公 園	7・3・3	華岳山公園	東近江市上羽田町	(S56.10.30) H16.12.17	(3.20) 3.30	(S59.3.31) -	3.30	
	7・4・1	土器公園	東近江市土器町	(S52.3.28) -	(4.50) -	(-) -	-	
	7・4・2	布施公園	東近江市布施町	(S52.3.28) -	(6.20) -	(-) -	-	
	8・3・1	法堂寺遺跡公園	東近江市佐野町	(S52.3.28) -	(1.80) -	(H11.4.14) -	1.48	
(日野町決定)								
近 隣 公 園	3・3・6	内池公園	日野町大字内池	(S52.3.28) H13.5.1	(1.70) 1.70	(S61.3.31) -	1.60	
	3・3・7	松尾公園	日野町大字松尾	(S52.3.28) -	(1.70) -	(H7.7.1) -	1.60	
	3・4・13	大谷公園	日野町大字大谷	(S52.3.28) -	(7.40) -	(S54.10.10) S60.4.1	7.20	
	3・4・14	山王公園	日野町大字大窪、大字日田、 大字木津	(S52.3.28) -	(5.80) -	(-) -	-	

<甲賀都市計画区域>

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面 積 (ha)	年 月 日	面 積 (ha)	
(滋賀県決定)								
総合公園	5・5・1	甲賀中央公園	甲賀市甲賀町相模	(S51.12.15) S54.2.7	(6.7) 11.3	(S59.3.31) H5.3.31	11.2	
	5・6・2	みなくち総合公園	甲賀市水口町北内貴、虫生野	(H5.2.19) H13.12.17	(63.3) 63.3	(H8.8.1) H18.8.1	42.1	
運動公園	6・5・1	甲南中央運動公園	甲賀市甲南町葛木	(S51.12.15) H12.9.29	(18.4) 18.4	(H6.4.1) R4.7.1	18.4	
特殊公園	7・6・1	名坂風致公園	甲賀市水口町名坂	(S51.12.15) -	(31.0) -	(-) -	-	
(甲賀市決定)								
街区公園	2・2・301	ミツワ児童公園	甲賀市甲南町森尻	(S56.9.1) -	(0.52) -	(S57.6.12) -	0.52	
近隣公園	3・3・6	柏木公園	甲賀市水口町北脇	(S51.12.15) -	(2.10) -	(H11.7.1) -	1.80	
	3・3・7	水口公園	甲賀市水口町宮の前	(S51.12.15) -	(1.00) -	(S62.4.1) -	1.00	
	3・3・9	古城が丘公園	甲賀市水口町古城が丘	(S62.5.13) -	(3.20) -	(S62.5.13) H8.8.1	3.20	
地区公園	4・4・1	伴谷公園	甲賀市水口町伴中山	(H6.5.18) -	(7.20) -	(H14.5.1) H15.7.1	7.20	

<高島都市計画区域>

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考	
	番 号	公 園 名		年 月 日	面 積 (ha)	年 月 日	面 積 (ha)		
(高島市決定)									
街区公園	2・2・1	児貝公園	高島市安曇川町中央四丁目	(S49.1.21) -	(0.24) -	(S49.4.10) -	0.24		
	2・2・2	白妙公園	高島市安曇川町中央三丁目	(S49.1.29) -	(0.25) -	(S51.3.16) -	0.25		
	2・2・3	杏針木公園	高島市安曇川町末広三丁目	(S54.1.22) -	(0.17) -	(S55.3.20) -	0.17		
	2・2・101	住吉公園	高島市今津町住吉一丁目	(S49.3.7) -	(0.26) -	(S49.3.31) -	0.26		
	2・2・102	橘公園	高島市今津町今津住吉二丁目	(S53.9.1) S60.2.16	(0.16) 0.22	(S61.3.26) -	0.22		
	2・2・103	西町公園	高島市今津町今津住吉二丁目	(S53.9.1) -	(0.06) -	(S62.1.16) -	0.06		
	2・2・104	名小路公園	高島市今津町今津名小路二丁目	(S53.9.1) S61.7.15	(0.06) 0.09	(S61.10.1) -	0.09		
	2・2・301	新旭中央公園	高島市新旭町旭	(S52.10.21) -	(0.67) -	(S54.3.31) -	0.67		
	2・2・302	浄土寺児童公園	高島市新旭町旭二丁目	(S63.2.1) -	(0.28) -	(H2.4.1) -	0.28		
	2・2・303	竹馬の里児童公園	高島市新旭町熊野本二丁目	(S63.2.1) -	(0.28) -	(H1.4.1) -	0.28		
	2・2・304	花の臺児童公園	高島市新旭町熊野本一丁目	(S63.2.1) -	(0.27) -	(H3.4.1) -	0.27		
	2・2・305	村西児童公園	高島市新旭町旭一丁目	(S63.2.1) -	(0.28) -	(H3.4.1) -	0.28		
	近隣公園	3・3・1	宮の森公園	高島市今津町弘川	(S61.4.9) -	(3.60) -	(S63.4.5) H5.3.25	3.60	
	総合公園	5・4・1	安曇川町健康の森	高島市安曇川町南古賀、常磐木	(H1.12.22) -	(8.70) -	(H6.1.21) H14.4.1	8.70	

<長浜北部都市計画区域>

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面 積 (ha)	年 月 日	面 積 (ha)	
(滋賀県決定)								
総合公園	5・5・1	奥びわスポーツの森	長浜市早崎町、下八木町	(S59.123) H28.12.28	(21.3) -	(S62.4.1) -	21.3	
(長浜市決定)								
近隣公園	3・3・1	みどり公園	長浜市大井町	(S48.12.28) H28.12.28	(2.00) -	(-) -	-	
特殊公園	7・6・1	虎御前山公園	長浜市中野町	(S48.12.28) H28.12.28	(47.4) 54.5	(H16.4.1) -	3.09	

<米原東北部都市計画区域>

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面 積 (ha)	年 月 日	面 積 (ha)	
(米原市決定)								
特殊公園	8・2・1	柏原緑地	米原市柏原	(S51.1.29) H28.12.28	(0.09) -	(S51.4.1) -	0.09	

<信楽高原都市計画区域>

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面 積 (ha)	年 月 日	面 積 (ha)	
(滋賀県決定)								
総合公園	5・5・1	信楽運動公園	甲賀市信楽町西	(S58.7.29) H21.8.26	(10.6) 10.3	(H6.3.31) -	10.3	

<豊郷甲良都市計画区域>

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面 積 (ha)	年 月 日	面 積 (ha)	
(滋賀県決定)								
総合公園	5・5・1	甲良町総合公園	甲良町大字池寺	(S63.2.1) H11.3.12	(9.90) 11.80	(H5.2.26) H15.3.29	11.80	
(甲良町決定)								
街区公園	2・2・101	呉竹児童公園	彦根市葛籠町	(S55.9.27) -	(0.80) -	(S56.10.15) -	0.80	

<湖東都市計画区域>

種別	名 称		位 置	計 画 決 定		供 用		備 考
	番 号	公 園 名		年 月 日	面 積 (ha)	年 月 日	面 積 (ha)	
(滋賀県決定)								
地区公園	4・5・1	ひばり公園	東近江市池庄町、横溝町	(S60.2.8) H9.2.28	(8.50) 11.40	(H3.4.1) H9.3.24	10.05	
(愛荘町決定)								
地区公園	4・4・2	東部地域公園	愛荘町川久保	(H15.12.24) H21.8.21	(4.20) 3.40	(H24.4.1) H28.4.1	3.20	
近隣公園	3・3・3	秦荘スポーツ公園	愛荘町軽野	(H21.8.21) -	(1.20) -	(-) -	-	

～緑の基本計画（都市緑地法第4条）～

緑の基本計画は、市町村が都市における緑地の適正な保全および緑化の推進を総合的かつ計画的に図るために策定するものです。将来像、目標、施策などを定めます。本県では、下記の市において緑の基本計画が策定されています。

市町名	基本計画名称	策定年月（最新）
大津市	大津市緑の基本計画	平成30年3月
彦根市	彦根市緑の基本計画	令和元年7月
長浜市	長浜市みどりの基本計画	令和4年3月
近江八幡市	近江八幡市緑の基本計画	平成24年3月
草津市	草津市緑の基本計画	令和3年9月
守山市	守山市緑の基本計画	令和2年10月
栗東市	栗東市緑の基本計画	平成29年4月
野洲市	野洲市みどりの基本計画	令和3年7月
米原市	米原市緑の基本計画	平成20年3月

公募設置管理制度 (Park-PFI) の特徴

公募設置管理制度とは

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

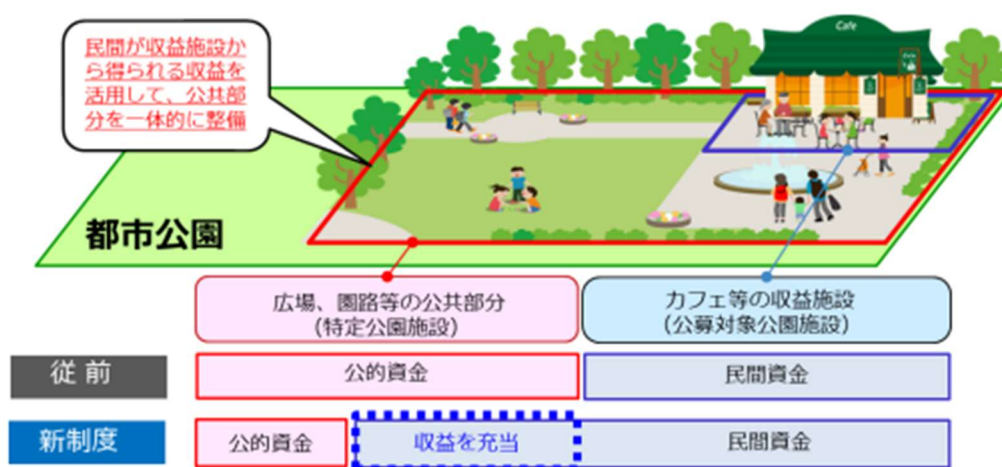
条件：園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと

- ・ 公募対象公園施設を設置、管理するものは、園路、広場等公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要
- ・ 特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例一覧

1	設置管理許可(10→20年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募設置等計画の認定の有効期間は20年 ・ その期間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければならない(設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間(上限20年間)内は更新を保証)
2	建蔽率(2→12%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2% ・ 公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上乘せ
3	占有物件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定公募設置等計画に基づく限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」(占有物件)として設置可能

<制度を活用した公園整備イメージ>



(国土交通省 「都市公園の質の向上に向けた PARK-PFI 活用ガイドライン」 抜粋)

(2) 緑地

緑地は、主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上等の都市環境の維持・保全・改善に資するとともに、住民の散策路等の用に供するなど多様な機能を担う公共空地です。



さくら緑地 野洲市



守山速野緑地 守山市

都市計画緑地の決定および整備状況

<大津湖南都市計画区域>

名 称		位 置	計 画 決 定		備 考
番号	緑 地 名		年 月 日	面積 (ha)	
(滋賀県決定)					
1	真野川緑地	大津市真野町、真野谷口町、真野家田町、真野大野町、伊香立町地内	(S44.5.17) S47.6.20	(10.1) —	
4	北大津湖岸緑地	大津市苗鹿三丁目、木の岡町、比叡辻一丁目、比叡辻二丁目、下阪本一丁目、下阪本三丁目、下阪本四丁目、下阪本五丁目、下阪本六丁目、唐崎一丁目、際川一丁目、際川三丁目、際川四丁目、鏡が浜地内および地先	(S44.5.17) H20.12.15	(20.9) 26.7	2.8ha供用
10	島の関、膳所、晴嵐、湖岸緑地「大津湖岸なぎさ公園」	大津市浜町、島の関、打出浜、中央四丁目、におの浜一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、由美浜、木下町、丸の内町、本丸町、中庄一丁目、御殿浜、晴嵐一丁目	(S44.5.17) H14.8.12	(4.0) 30.8	29.2ha供用
17	大戸川緑地	大津市黒津、稲津、石居、上田上堂町、上田上新免町	(S44.5.17) H9.2.7	(27.0) —	1.31ha供用
19	野洲川緑地	湖南市石部、三雲、吉永、夏見、針、平松、柑子袋、朝国、岩根、正福寺、栗東市伊勢落、林、辻、出庭、野洲市南桜、三上、野洲、竹生、市三宅、守山市立入町、吉身町、川田町、笠原町、新庄町、服部町、幸津川町、小浜町	(S47.6.20) H21.3.2	(25.1) 771.5	湖南市 14.56 ha供用/298.2ha 栗東市 34.5ha供用/64.8ha 守山市 16.17ha供用/239.9ha 野洲市 14.8ha供用/168.6ha
20	家棟川緑地	野洲市辻町、小堤、上屋、大篠原、小南、高木、北、安治、野田、比留田、虫生地内	(S47.6.20) —	(45.2) —	
23	琵琶湖湖岸(志賀)緑地	大津市北小松、南小松、北比良、南比良、大物、荒川、木戸、八屋戸、南船路、和邇北浜、和邇中浜、和邇南浜、和邇今宿、小野	(S49.12.27) H29.11.29	(46.2) 47.1	5.45ha供用
24	琵琶湖湖岸(守山・中主)緑地	守山市今浜町、幸津川町、小浜町、野洲市吉川	(S54.10.29) —	(16.6) —	守山市 7.7ha供用/9.8ha 野洲市 1.76ha供用/6.8ha
27	琵琶湖湖岸(南湖東岸地区)緑地	草津市矢橋町、新浜町、北山田町、志那町、志那中町、下寺町、下物町、守山市山賀町、杉江町、赤野井町、洲本町、小浜町、水保町	(S61.3.19) H7.11.1	(4.8) 45.4	草津市 25.5ha供用/33.8ha 守山市 9.58ha供用/11.6ha
30	草津川緑地	草津市南山田町、御倉町、矢橋町、橋岡町、野路町、矢倉、西矢倉、草津、東草津、追分町、膏地町、栗東市岡	(H4.4.27) H23.1.28	(39.6) 56.9	草津市 2.15ha供用/56.6ha 栗東市 0.3 ha供用/0.3ha
31	吉川緑地	野洲市吉川	(H12.5.26) —	(20.0) —	15.99ha供用
32	守山速野緑地	守山市今浜町、水保町、洲本町	(H12.5.26) —	(42.5) —	42.5ha供用
33	大山川緑地	湖南市菩提寺	(H8.4.1) H21.3.2	(14.1) —	
(大津市決定)					
2	天神川緑地	大津市堅田一丁目、堅田二丁目、衣川一丁目、衣川二丁目	(S44.5.17) H25.4.26	(3.80) 3.90	0.75ha供用
3	雄琴川緑地	大津市雄琴二丁目、雄琴三丁目、雄琴四丁目、雄琴五丁目	(S44.5.17) H21.10.7	(1.80) 1.90	0.21ha供用
5	高橋川緑地	大津市雄琴苗鹿町、坂本本町	(S44.5.17) S47.6.20	(2.00) —	0.49ha供用
6	大宮川緑地	大津市坂本五丁目、坂本六丁目、坂本七丁目、下阪本六丁目	(S47.6.20) H21.10.7	(3.90) —	0.42ha供用
7	四ツ谷川緑地	大津市坂本一丁目、下阪本一丁目、下阪本二丁目、穴太一丁目、穴太三丁目	(S47.6.20) H21.10.7	(1.30) —	
8	際川緑地	大津市見世二丁目、際川二丁目、高砂町、南志賀二丁目、南志賀三丁目、南志賀四丁目、勸学二丁目、鏡が浜	(S47.6.20) H21.10.7	(2.70) 2.80	
9	柳川緑地	大津市神宮町、柳川一丁目、柳川二丁目、鏡が浜、二本松、錦織一丁目、錦織二丁目、錦織町	(S44.5.17) H21.10.7	(1.10) 1.90	
11	瀬田湖岸緑地	大津市玉野浦、萱野浦、大萱六丁目、大萱七丁目	(S44.5.17) H20.7.25	(1.10) 1.50	1.1ha供用
12	長沢川緑地	大津市一里山一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、月輪一丁目、大將軍一丁目・三丁目、大萱一丁目、二丁目、三丁目、六丁目、七丁目	(S44.5.17) H5.12.15	(2.00) 3.90	0.43ha供用
13	瀬田高橋川緑地	大津市瀬田神領町、瀬田橋本町	(S44.5.17) S47.6.20	(2.20) 3.40	
14	瀬田川緑地	大津市晴嵐一丁目、松原町、唐橋町、蛭谷、石山寺一丁目、石山寺三丁目、平津一丁目、千町一丁目、南郷一丁目、瀬田二丁目、瀬田三丁目、瀬田橋本町、田上稲津町、田上黒津町	(S44.5.17) S62.12.2	(8.70) 8.90	0.12ha供用

名 称		位 置	計 画 決 定		備 考
番号	緑 地 名		年 月 日	面積 (ha)	
(大津市決定)					
15	多羅川緑地	大津市石山寺三丁目、石山寺四丁目	(S47.620) H28.12.21	(1.40) 2.40	1.26ha供用
16	千丈川緑地	大津市石山南郷町、石山千町地内	(S47.620) -	(2.70) -	
18	大石緑地	大津市大石東町、大石淀町	(S47.620) H16.3.15	(3.90) 8.70	8.7ha供用
21	大津草津緑地	大津市上田上平野町および草津市岡本町、追分町、野路町	(S47.620) H23.4.6	(4.30) 4.20	大津市 0.78ha供用/2.1ha 草津市 - ha供用/2.1ha
29	御呂戸川緑地	大津市衣川一丁目、仰木町	(S63.8.8) -	(7.60) -	7.15ha供用
101	におの浜緑地	大津市におの浜一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、由美浜	(S51.9.16) S54.1.19	(0.40) 0.50	0.41ha供用
102	雄琴湖岸緑地	大津市雄琴六丁目	(S56.11.16) -	(0.70) -	0.5ha供用
103	曾束緑地	大津市大石曾束町	(S56.12.18) H8.11.15	(1.60) 3.70	3.7ha供用
104	袋古墳緑地	大津市坂本六丁目	(H12.11.29) -	(0.21) -	0.21ha供用
(草津市決定)					
21	大津草津緑地	草津市岡本町、追分南九丁目、青地町および大津市上田上平野町	(S47.620) H23.4.6	(4.30) 4.20	大津市 0.78ha供用/2.1ha 草津市 - ha供用/2.1ha
(守山市決定)					
33	あまが池親水緑地	守山市守山一丁目	(H21.9.9)	(0.10) -	0.10ha供用
(栗東市決定)					
22	栗東緑地	栗東市六地藏	(S47.620) H1.4.20	(2.40) 3.40	3.40ha供用
(野洲市決定)					
28	さくら緑地	野洲市南桜	(S62.5.13) -	(2.10) -	2.1ha供用
701	下の川原緑地	野洲市三上	(S47.620) -	(0.40) -	
702	下の新田緑地	野洲市三上	(S47.620) -	(0.50) -	
(湖南市決定)					
26	十禅寺緑地	湖南市石部東八丁目	(S58.4.11) S60.9.25	(0.70) 2.00	2.0ha供用
801	西峰緑地	湖南市西峰町地内	(S50.9.19) H21.3.2	(0.70) -	0.5ha供用
802	広野川・落合川緑地	湖南市柑子袋	(H8.4.1) H21.3.2	(0.90) -	

<彦根長浜都市計画区域>

名 称		位 置	計 画 決 定		備 考
番号	緑 地 名		年 月 日	面積 (ha)	
(滋賀県決定)					
1	姉川東緑地	長浜市東上坂町、千草町、今町、国友町、下之郷町	(S48.12.28) H28.12.28	(258.1) 70.6	1.58ha供用
2	天野川西緑地	米原市朝妻筑摩、上多良、世継、飯、岩脇、箕浦	(S48.12.28) H28.12.28	(57.6) 22.5	
3	芹川緑地	彦根市長曾根町、中藪一丁目・二丁目、栄町一丁目・二丁目、池須町、芹橋一丁目・二丁目、河原一丁目・二丁目、芹川町、西沼波町、地藏町、正法寺町、野田山町、中藪町、後三条町、橋向町、新町、芹中町、大堀町、多賀町土田、中川原、月之木、久徳、八重練	(S48.12.28) -	(74.0) -	彦根市 - ha供用/49.2ha 多賀町 - ha供用/24.8ha
4	犬上川緑地	彦根市八坂町、開出今町、野瀬町、宇尾町、竹ヶ鼻町、高宮町、広野町、犬方町、多賀町猿木、敏満寺、宇野	(S48.12.28) -	(156.9) -	彦根市 - ha供用/124.2ha 多賀町 - ha供用/32.7ha
5	宇曾川緑地	彦根市三津屋町、日夏町、清崎町、賀田山町、金沢町、肥田町、須越町、稻里町、海瀬町	(S48.12.28) H14.10.4	(77.6) -	
6	愛知川緑地	彦根市新海町田附町、本庄町、上稲葉町、下稲葉町、服部町	(S48.12.28) -	(112.5) -	
7	琵琶湖湖岸(曾根沼)緑地	彦根市三津屋町山ノ子、釜蓋奥、門之内、権座、石寺町、曾根、今堀	(S49.3.15) -	(32.2) -	30.41ha供用
8	琵琶湖湖岸(長浜南部)緑地	長浜市公園町、鐘紡町、末広町、祇園町、相撲町、田村町、高橋町、米原市宇賀野、長沢	(S49.12.27) H28.12.28	(3.0) 19.2	長浜市 7.8ha供用/13.3ha 米原市 1.4ha供用/5.9ha
10	琵琶湖湖岸(柳川~宇曾川地区)緑地	彦根市三津屋町、石寺町、薩摩町、柳川町	(S59.11.9) S57.5.4	(11.0) -	10.02ha供用
11	琵琶湖湖岸(柳川~新海地区)緑地	彦根市柳川町、南三ツ谷町、田附町、新海町	(S62.12.2) -	(17.3) -	12.02ha供用
(彦根市決定)					
9	琵琶湖湖岸(松原地区)緑地	彦根市松原町	(S59.11.9) -	(3.30) -	3.0ha供用
12	琵琶湖湖岸(犬上川~大藪地区)緑地	彦根市大藪町、八坂町	(H3.12.13) -	(5.20) -	3.1ha供用
(長浜市決定)					
501	舟町公園	長浜市北船町字殿町	(S58.10.27) -	(0.10) -	0.1ha供用
(米原市決定)					
301	朝妻緑地	米原市朝妻筑摩	(S59.11.15) -	(0.60) -	0.6ha供用

<近江八幡市都市計画区域>

名 称		位 置	計 画 決 定		備 考
番号	緑 地 名		年 月 日	面積 (ha)	
(滋賀県決定)					
1	愛知川緑地	東近江市栗見出在家町、栗見新田町、福堂町、新宮町、阿弥陀堂町、川南町、今町、種町、神郷町、五個荘和田町、五個荘築瀬町、五個荘中町、五個荘小幡町、五個荘奥町、建部下野町、建部北町、建部塚町、川合寺町、外町、神田町、妙法寺町、中小路町、五智町	(S52.3.28) H23.5.11	(348.2) 348.1	
2	日野川緑地	近江八幡市新善町、浄土寺町、倉橋部町、上畑町、東川町、東横関町、古川町、十王町、野村町、佐波江町 竜王町大字西横関、西川、弓削、庄、林、川守、岩井地先 東近江市横山町、葛巻町、宮井町、合戸町、上南町、蒲生堂町、市子沖町、鈴町、蒲生大森町、下麻生町、鑄物師町	(S52.3.28) -	(380.3) -	近江八幡市 - ha供用/155.7ha 竜王町 - ha供用/98.3ha 東近江市 - ha供用/126.3ha
4	佐久良川緑地	東近江市横山町、合戸町、川合町、市子殿町、市子川原町、桜川西町、桜川東町、大塚町、蒲生寺町、綺田町	(S52.3.28) -	(78.5) -	
(近江八幡市決定)					
3	八幡川緑地	近江八幡市北之庄町、鉄砲町、多賀町、大杉町、玉木町、孫平治一丁目	(S52.3.28) -	(1.10) -	0.5ha供用
5	北之庄沢緑地	近江八幡市北之庄町	(H24.8.31) -	(18.7) -	
(東近江市決定)					
201	清水川緑地	東近江市八日市清水一丁目	(S51.1.29) S52.2.4	(0.07) 0.07	0.07ha供用
202	若松緑地	東近江市八日市緑町	(S52.2.4) -	(0.08) -	0.08ha供用
801	琵琶湖湖岸(能登川地区)緑地	東近江市栗見出在家町、栗見新田町	(H11.4.30) -	(7.70) -	4.35ha供用

<甲賀都市計画区域>

名 称		位 置	計 画 決 定		備 考
番号	緑 地 名		年 月 日	面積 (ha)	
(滋賀県決定)					
1	野洲川緑地	甲賀市水口町泉、酒人、宇川、宇田、北内貴、新城、嶺峨	(S50.11.14) H21.3.2	(466.0) 216.0	3.5ha供用

<長浜北部都市計画区域>

名 称		位 置	計 画 決 定		備 考
番号	緑 地 名		年 月 日	面積 (ha)	
(滋賀県決定)					
1	姉川西緑地	長浜市宮部町、大井町、酢、桜町、唐国町、南浜町、野寺町、新居町、落合町、難波町、菅根町	(S48.12.28) H28.12.28	(258.1) 187.5	3.87ha供用
8	琵琶湖湖岸(長浜北部)緑地	長浜市細江町、川道町、南浜町、大浜町、八木浜町、下八木町、早崎町、益田町、安養寺町	(S49.12.27) H28.12.28	(30) 33.0	7.72ha 供用
(長浜市決定)					
701	琵琶湖湖岸(細江地区)緑地	長浜市細江町	(H12.1.19) H28.12.28	(1.40) -	1.4ha供用

<米原東北部都市計画区域>

名 称		位 置	計 画 決 定		備 考
番号	緑 地 名		年 月 日	面積 (ha)	
(滋賀県決定)					
1	天野川東緑地	米原市河南、一色、醒井、箕浦、新庄、能登瀬	(S48.12.28) H28.12.28	(57.6) 35.1	

(3) 墓園

墓園は、良好な自然的環境を有する静寂な土地において、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地です。



布引山墓園 東近江市

都市計画墓園の決定および整備状況

都市計画区域名	市町名	番号	名 称	位 置	計画決定 年月日	計画面積 約 (ha)	供用面積 約 (ha)	備考
大 津 湖 南	野 洲 市	1	さくら墓園	野洲市南桜、北桜	(S62.3.24) -	(4.1) -	(4.1) -	
彦 根 長 浜	長 浜 市	1	松の岩公園	長浜市本庄町	(S55.12.25) -	(9.6) -	(9.6) -	
近江八幡八日市	東 近 江 市	1	布引山墓園	東近江市瓜生津町	(S54.9.4) H28.6.8	(3.4) 3.4	(3.4) 3.4	

3. 供給処理施設等

(1) 下水道

下水道は、琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質を保全するとともに、県民の快適な居住環境を実現するために重要な根幹的な都市施設です。

本県は、古くは農業を主たる産業として栄え、し尿は肥料として利用されてきたことから、便所の水洗化に対する関心は低く、これが本県の下水道の普及を遅らせる大きな原因となっていました。

昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴い産業化が活発化し、都市化が進展することにより琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質悪化の傾向があらわれ、昭和 40 年代に入ると水質悪化はさらに顕著になりました。

こうしたことから、昭和 46 年度に、「琵琶湖周辺流域下水道基本計画」を策定し、今日まで下水道の整備を積極的に取り組んできた結果、令和 6 年度末の本県の下水道普及率は 93.4%（全国平均 81.8%）で全国第 6 位となっています。下水処理の方法として、いずれの処理場も琵琶湖の富栄養化防止のために高度処理を導入し、通常の有機物除去を中心とした処理に加えて窒素、リンの除去を行っているのが大きな特徴です。

①公共下水道

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、または処理するための下水道で、終末処理場を有するもの（単独公共下水道）と、流域下水道に接続するもの（流域関連公共下水道）の 2 つの種類があります。

下水排除の方式としては、汚水と雨水を同じ管渠で排除するもの（合流式）と、別々の管渠で排除するもの（分流式）の 2 つの種類がありますが、県内では大津市公共下水道の一部を除いて分流式となっています。

本県の公共下水道は、昭和 36 年度に大津市が大津市単独公共下水道に着手して以来、すべての市町が下水道事業に着手し、供用を開始しています。

②流域下水道

流域下水道は、市町が管理する公共下水道より排除される下水を受けて、市町の行政区域にとられることなく広域的に下水を排除、処理して、その関連流域の水質保全を効率的に図ろうとするものです。

本県では、琵琶湖流域下水道として、湖南中部、湖西、東北部および高島の4処理区に区分され、各々終末処理場を建設して処理区内の下水を排除、処理することになっています。

◆湖南中部処理区

昭和47年(1972年)3月に都市計画決定し、昭和48年(1973年)3月、事業に着手しました。湖南中部浄化センターは、草津市矢橋町沖を埋土、造成し、その上に建設するもので、昭和48年(1973年)4月から造成工事がスタートし昭和61年(1986年)8月に竣工しました。

浄化センターについては、昭和57年(1982年)4月1日に一部供用を開始し、令和6年(2024年)度末現在、294,500 m³/日最大の処理能力を有しています。

管渠については、全延長約184.0 kmのうち約177.4 km(令和6年(2024年)度末現在)が完成しています。

◆湖西処理区

昭和53年(1978年)1月に都市計画決定し、同年8月、事業に着手しました。

浄化センターについては、昭和59年(1984年)11月に供用を開始し、令和6年(2024年)度末現在52,500 m³/日最大の処理能力を有しています。平成28年(2016年)1月から汚泥燃料化施設により、大津市水再生センターの汚泥とともに汚泥を燃料化物として有効利用しています。

管渠については、平成13年(2001年)度末に全延長である約15.8 kmが完成しています。

◆東北部処理区

昭和55年(1980年)3月に都市計画決定し、昭和59年(1984年)11月、事業に着手しました。

浄化センターについては、平成3年(1991年)4月に一部供用を開始し、令和6年(2024年)度末現在120,750 m³/日最大の処理能力を有しています。

管渠については、全延長約153.9 kmのうち約147.4 km(令和6年(2024年)度末現在)が完成しています。

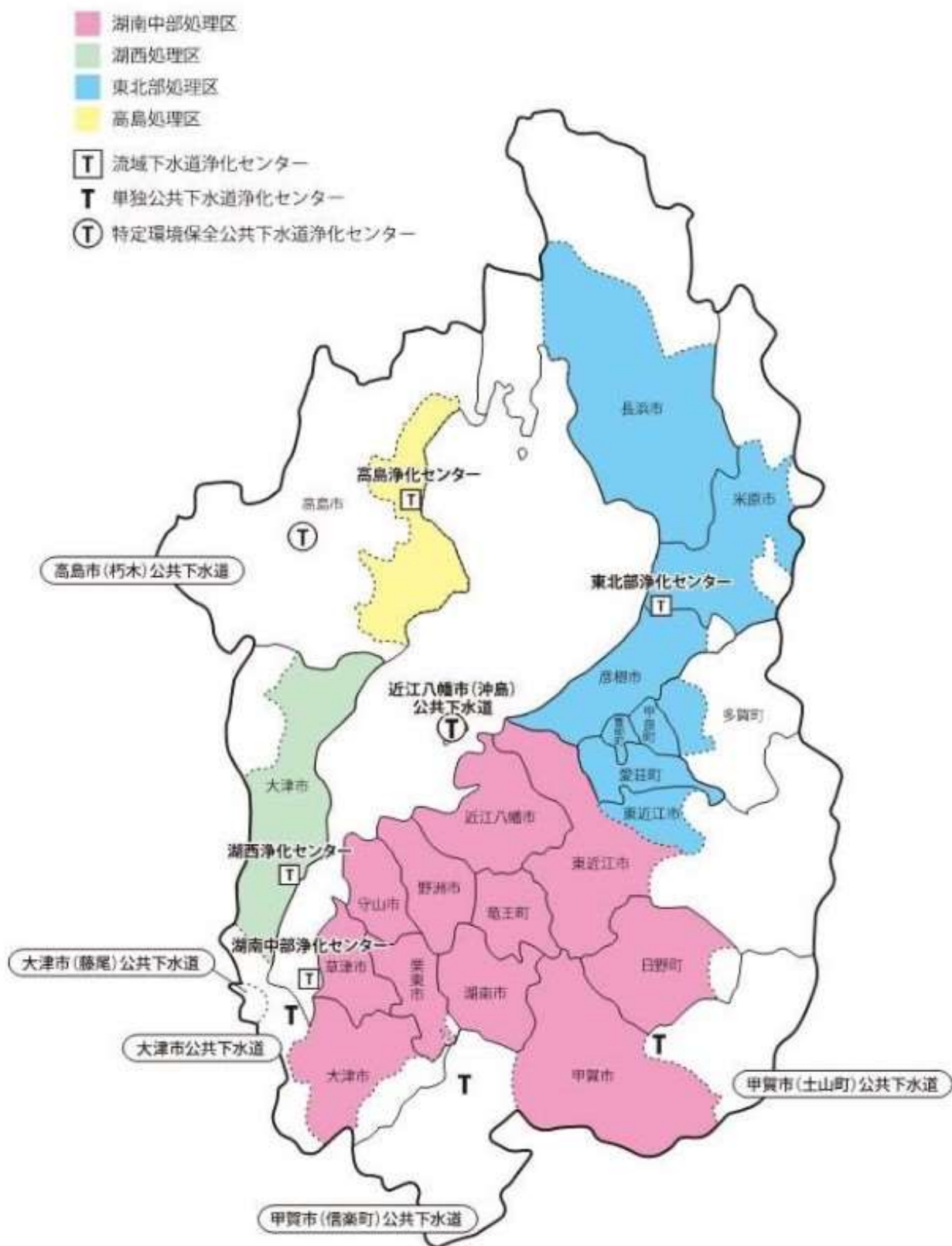
◆高島処理区

平成2年(1990年)1月に都市計画決定し、平成4年(1992年)10月、事業に着手しました。

浄化センターについては、平成9年(1997年)4月に一部供用を開始し、令和6年(2024年)度末現在16,400 m³/日の処理能力を有しています。平成11年(1999年)から高島市朽木浄化センターの濃縮汚泥を受入れ、平成29年(2017年)10月からは処理場内に建設された高島市し尿・浄化槽汚泥処理施設(高島市MICSセンター)からのし尿・浄化槽汚泥を受入れて共同処理しています。令和6年(2024年)2月からコンポスト化施設により、汚泥を肥料として有効利用しています。

管渠については、平成19年(2007年)度末に、全延長である約27.3 kmが完成しています。

滋賀県の下水道区域図



③特定環境保全公共下水道

下水道事業は、都市計画事業として行うものに限られていましたが、昭和50年(1975年)度から、市街化区域外においても、特定環境保全公共下水道として事業を実施できることになりました。これは、その目的によって自然保護下水道と農山漁村下水道に区別され、自然環境を保全すべき河川、湖沼等の水質の汚濁防止と農山漁村における住民の生活環境の改善のため実施されるものです。

本県では、令和6年度末現在、大津市をはじめ13市6町が特定環境保全公共下水道を実施しています。

④都市下水路

都市下水路は、主として市街地の雨水排除を目的とする幹線水路で、市街地の浸水を防止し、都市環境の向上を図るものです。構造は原則として開水路で、場合によってポンプ施設を必要とします。

(2) その他都市施設

都市計画には、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、道路や公園等の都市施設以外にも必要とされる都市施設を定めることができます。

卸売市場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設の用途に供する施設を建築する場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条の規定により、都市計画としてその敷地を決定したもの、または同条のただし書きの規定に基づき、その位置、規模について都市計画上支障がないとして特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可したものでなければ認められません。

近江八幡市一般廃棄物処理場 近江八幡市



湖南市浄苑 湖南市

